

麻しん（はしか）に係る情報提供 （第2報）**※更新部分は太字下線**

1. 概要

令和7年1月21日（火）、東京都内の医療機関より、東京都に対し麻しんの発生届の提出があり、都の調査によれば、麻しんを他者へ感染させることができる期間（以下「感染可能期間」という。）に、当該患者が高知県内に滞在していたとの情報がありました。

麻しんは、非常に感染力が強く、ワクチン接種歴がないなど免疫を持たない方が当該患者が利用した（施設、交通機関）等で接触された場合は、感染しているおそれがあることから、広く情報提供し、麻しんに対する注意喚起をします。

2. 患者の概要

(1) 概要

30歳代、男性、東京都在住。 ワクチン接種歴無し

(2) 行動等

1月12日（日） 倦怠感、発熱、頭痛

1月13日（月・祝） 羽田空港より高知龍馬空港へ移動（ANA563便：12:30 高知龍馬空港着）
レンタカーで室戸岬・むろと廃校水族館を観光

高知市内の飲食店を利用

高知市内のホテルで宿泊

1月14日（火） ひろめ市場及び桂浜を観光し店舗を利用

レンタカーで愛媛県へ移動

(3) 患者が利用し、不特定多数の方と接触した可能性のある場所

感染の可能性のある時間帯		場所
1月13日（月・祝）	12:30 頃から 13:00 頃まで	高知龍馬空港
	15:30 頃から 16:30 頃まで	むろと廃校水族館
	<u>午後</u>	<u>ローソン 室戸市役所前</u>
1月14日（火）	<u>時刻不明（昼頃）</u>	<u>ひろめ市場</u>
	<u>午後</u>	<u>桂浜（店舗を利用）</u>

※患者の方が利用したホテル、レンタカー会社及び1月13日に利用した飲食店については、利用者等が特定できたため、施設名の公表は行いません

※1月13日 ANA563 便の搭乗者には本県から連絡しています。

※各施設と公共交通機関への直接のご連絡は控えください。

3. 県民の皆様へ

- ・上記（3）の場所を感染の可能性のある時間帯に利用し、1月中に発熱や発疹などの「麻しん」が疑われる症状（発症時は軽い発熱のみの場合があります）がでた場合は、お住まいの地域を所管する保健所に連絡いただきますようお願いいたします。
- ・また、上記（3）の場所を利用した以外の方で、発熱や発疹等の症状があり受診される場合には医療機関に事前に連絡し、公共交通機関の利用は避け、できるだけ他者と接触しないようにし、感染を広げないように注意してください。

・患者や接触者の方、各施設への誹謗中傷など権利を侵害する言動は行わないようお願いします。

4. 医療機関の皆様へ

- ・発熱や発疹を呈する患者が受診した際は、海外渡航歴や上記の施設等への訪問歴など、麻しんを意識した診療をお願いします。
- ・麻しんを疑う患者を診療した場合には、個室管理を行う等、麻しんの感染力の強さを踏まえた院内感染対策の実施をお願いします。
- ・臨床症状等から麻しんを疑う場合は、県衛生環境研究所でウイルス検査を実施しますので、速やかに最寄りの県福祉保健所又は高知市保健所へ連絡をお願いいたします。

5. 麻しん（はしか）とは

- ・麻しんウイルスが原因の感染症で、非常に感染力の強い疾患です。
- ・感染すると約10～12日後に発熱や咳、鼻水といった風邪のような症状が現れ、2～3日熱が続いた後、39℃以上の高熱と発疹が出現します。
- ・症状が出る1日前から、熱が下がって3日間は、麻しんに対する免疫が不十分な人に感染させる可能性があります。

6. 予防方法

あらかじめ免疫をつけておくために予防接種を受けることが最も効果的です。

※ただし妊婦の方は接種することができません。

○予防接種法に基づく定期予防接種の対象者

第1期：生後12月から生後24月に至るまでの間にある者

第2期：5歳以上7歳未満で小学校就学前の1年間

※高知県では全国に比べ第1期、2期とも接種率が低い状況にありますので、定期接種の対象者は積極的な接種をお願いします。

7. 全国及び高知県内の発生状況

- ・令和7年の累積報告は0件（本事例を含まない）で、令和6年には45件の報告があります。

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
全国	1 0	6	6	2 8	4 5	0
高知県	0	0	0	0	0	0

8. 参考となるホームページ

- ・ [東京都の報道発表ページ](https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/information/press/2024/01/22/202501221700)

<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/information/press/2024/01/22/202501221700>

- ・ 国立感染症研究所感染症情報センターホームページ

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ma/measles.html>

9. 県内の保健所一覧

	電話番号	所管市町村
安芸福祉保健所	0887-34-3177	室戸市、安芸市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村
中央東福祉保健所	0887-53-0297	南国市、香南市、香美市、本山町、大豊町、土佐町、大川村
高知市保健所	088-821-6514	高知市
中央西福祉保健所	0889-22-1249	土佐市、いの町、仁淀川町、佐川町、越知町、日高村
須崎福祉保健所	0889-42-1875	須崎市、中土佐町、梶原町、津野町、四万十町
幡多福祉保健所	0880-35-5979	宿毛市、土佐清水市、四万十市、黒潮町、大月町、三原村

※本情報提供は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第16条に基づき、感染症の予防啓発のために行うものです。報道機関各位におかれましては、患者等の個人に係る情報について、プライバシー保護の観点から、提供資料の範囲内での報道にご配慮をお願いします。また、施設等での取材につきましてもご遠慮いただきますようお願いいたします。

令和7年1月23日（木）
高知県健康政策部健康対策課
担当：濱田、宮地、松岡
電話：088-823-9677